

質問に対する回答について
工事名) 秋田自動車道 土渕工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>質問に対する回答①-2（掲載日 R05. 11. 02）において、「従来技術より活用効果が高い技術（工法・機械等）であって、工事施工における生産性向上や働き方改革などに資する工夫として独自性を有するものであれば「有」と評価する対象になる」とあります。これは、評価項目①覆工コンクリートの品質向上に関する留意点と対応策の提案において、品質向上効果だけでなく、生産性向上や働き方改革などに資する工夫がないと独自性として評価されないということでしょうか。</p>	<p>採用する技術の独自性については、既回答の通り、「<u>従来技術より活用効果が高い技術（工法・機械等）であることが必要であって、生産性向上や働き方改革などに資する工夫であること</u>」を目的としています。ここで「<u>など</u>」があることに留意ください。</p> <p>従いまして、この項目に記載する技術が、「<u>など</u>」に対応する内容であっても評価の対象となります。</p> <p>また、記載内容が、生産性向上や働き方改革に資する技術でない場合は、「<u>など</u>」に該当する目的（例えば、従来技術より活用効果が高いとする具体の効果）を記述してください。</p>
2	<p>質問に対する回答③-2（掲載日 R05. 11. 08）において、「提案者が確実に履行を可能とする根拠を示して下さい」とあります。この根拠とは、他社の技術を自社でも使用可能である根拠（例えば使用契約書や承諾書）を示せば良いのでしょうか。それとも、他社の技術による性能・効果が自社でも確認・検証されている試験結果や実績を求めているのでしょうか。</p>	<p>履行による効果を確認することができる根拠をご提示ください。</p>

<p>3</p>	<p>質問に対する回答③-2（掲載日 R05.11.08）において、「履行確認は提案者（他社の実績の場合は提案者及び他社）だけの確認ではなく、発注者や第三者などにより客観的に確認（検証）されていることを必要とします。」とあります。これは、発注者自身による提案技術に関する論文発表や公的機関での提案技術の認証、発注者連名での施工者による論文発表などが「客観的に確認（検証）されている」ことになるのでしょうか。また、土木学会などの学会等への発注者連名のない施工者のみの論文発表でも「客観的に確認（検証）されている」ことになりませんか。</p>	<p>ここで求めているものは、「実績とする技術提案の履行結果（改善効果）における確認（検証）を含む内容」であることが必須です。</p> <p>その上で、技術提案の実施者以外による客観的な確認（検証）がなされている必要があります。</p> <p>履行確認については、改善効果を含む履行の結果を発注者や第三者と確認した方法が記されていれば、論文以外のものであっても問題ありません。</p> <p>また、質問で提示されている論文においては、求める内容が網羅されていれば、いずれであっても構いません。</p>
----------	---	--